

議案第56号

庁内基幹系端末機器の取得について

次のとおり庁内基幹系端末機器を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 取得物件 | 庁内基幹系端末機器 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） |
| 3 | 財産取得価格 | 金82,214,000円 |
| 4 | 財産取得の相手方 | 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
株式会社TKC
代表取締役社長 飯塚 真規 |
| 5 | 予算 | 令和6年度四條畷市一般会計予算
(歳入歳出予算)
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費 |

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

庁内基幹系ネットワークにおいて使用する端末機器を更改したく、本案を提案した。

(参考)

1 随意契約 見積業者 1 社

・ 株式会社TKC

2 取得物件の内容

庁内基幹系端末機器

ノート型パソコン

200台